

仕 様 書

1 業務名

西岡図書館・児童会館除排雪業務

2 目的

西岡図書館・児童会館駐車場の除排雪を行い利用者の安全等を確保すること。

3 対象

札幌市西岡図書館・児童会館（札幌市豊平区西岡3条6丁目6-1）

4 履行期間

令和4年12月1日から令和5年3月31日まで

5 業務概要

(1) 作業箇所及び面積

別添図面のとおり（面積 928 m²）

(2) 作業数量（1シーズン予定）

ア 新雪除雪回数 18回

イ 運搬排雪量 627 m³

(3) 作業内容

ア 新雪除雪業務

(ア) 作業はタイヤショベルを使って行うものとする。

(イ) 作業は、土・日・祝日を含む毎日、午前5時までに10cm以上の降雪があった場合、または、10cmに満たない降雪であっても吹き溜まりなどが発生し、除雪作業が必要とされる場合、その他委託者が必要と認めた場合にこれを実施する。実施にあたっては、全て委託者からの連絡、指示に従って、受託者はこれを実施すること。

(ウ) 作業は、原則として午前6時以降に開始し学童の登校が多くなる前の午前8時までに完了すること。

(エ) 正面玄関とスロープのタイル面、避難経路及び歩行者通路（別紙図面網掛け部分）は手作業（作業員2名）とする。

(オ) 除雪した雪の集積は、別紙図面に示すA、Bの箇所とする。

イ 運搬排雪業務

(ア) 作業はタイヤショベル、ロータリー除雪車、ダンプトラック等を使って行うものとする。

(イ) 作業の実施時期等は委託者と協議のうえ決定し、札幌市指定の雪堆積場に運搬するものとする。特に、作業時間については緊急やむを得ない時を除き、午後7時～午後9時または午前7時～午前8時の間で受託者が計画し、実施予定の1週間前までに協議を開始すること。図書館または児童会館の利用時間の変動により、日程を変更する場合があ

るので、留意すること。

6 設計の変更

上記5の(2)の回数等は予定のものであり、業務履行の実績に応じて設計を変更することとする。

7 監督者

受託者は、業務遂行を指揮監督するため監督者を定め、監督者が不在または事故あるときの補助者として監督補助者を若干名選出し、氏名等を委託者に連絡すること。

8 作業の報告

受託者は除雪作業終了後、遅くとも翌日までに「作業報告書」を委託者（西岡図書館）に提出すること。また、その都度「作業報告書」を委託者に提出すること。各月の完了届の提出の際は、作業内訳書を添付すること。3月分の完了届は3月31日までに提出すること。

9 事故防止等

- (1) 受託者は関係法令の遵守はもちろんのこと、日頃から安全作業管理体制を整えて事故防止に万全を期すること。
- (2) 除排雪作業時には誘導員等を配置し、十分な安全確保をすること。
- (3) 作業の実施にあたっては、事故防止のために十分な配慮をするとともに、事故に対する一切の責任を負うこと。また、事故が発生した場合は速やかに委託者に報告すること。
- (4) 業務遂行をするために必要な機材・器具等は、一切受託者が負担すること。
- (5) 業務遂行により、庁舎設備、アスファルト、境界石、境界標等に損害を与えた場合は、受託者の責任において現状復帰するものとする。

10 身分証明書の携帯

受託者は、作業従事者に身分証明書を交付し、常時携帯させること。

11 その他

受託者は業務の遂行にあたり、委託者との連携を密にするとともに、この仕様書に定めのない事項については委託者の指示に従うこと。また、本業務の履行においては、札幌市環境マネジメントシステムに準じ環境負荷の低減に努めること。

- (1) 極力低公害車等、環境に負荷の少ない車両を使用すること。
- (2) 環境に負荷の少ない運転をすること。
 - ア 急発進、急加速、空ふかしをしないこと。
 - イ 適正な空気圧、経済速度で走行すること。
 - ウ 不用な荷物、道具類は積まないこと。
- (3) アイドリングストップを徹底するなど燃料の節約に努めること。
 - ア 駐停車して自動車を離れるときは、エンジンを止めること。

- イ 長時間駐停車している時は、エンジンを止めること。
- ウ 必要以上の暖機運転および暖房のためのアイドリングを自粛すること。